

# 西宮市国民保護協議会条例

(平成18年3月30日)

(西宮市条例第49号)

## 沿革

平成25年7月10日 条例3号〔1〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、西宮市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 委員の数は、35人以内とする。

2 法第40条第6項に規定する専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(西宮市附属機関条例の適用)

**第6条** 西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)第49条の規定は、委員について適用する。〔1〕

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**付 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**付 則**(平成25年7月10日西宮市条例第3号〔1〕西宮市附属機関条例付則3条による改正付則抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕